

# 農地中間管理事業の実施に関する規程

公益財団法人長崎県農業振興公社

## 1 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準

- (1) 公益財団法人長崎県農業振興公社（以下「公社」という。）は、担い手への農地集積を円滑かつ効果的に推進するため、市町等関係団体と協議して適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とする。
- (2) なお、重点区域以外においても、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

## 2 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

公社が農地中間管理権を取得する農用地等の基準は以下の通りとする。

- ①農用地利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められること。
- ②荒廃農地調査により再生不能と判定されている遊休農地など、利用することが著しく困難な農用地等ではないこと。
- ③当該区域における借受希望者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低くないこと。

## 3 借受希望者の募集等

- (1) 借受希望者の募集は、通年で行う。
- (2) 募集の区域は市町又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができるように設定）とし、当該市町の意見を聞いて決定する。
- (3) 募集に当たっては、当該区域における次の事項を明確にして行う。
- ①農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
  - ②当該区域内の担い手の多寡（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）
- (4) 募集項目は以下の通りとする。
- ①借受希望者の氏名又は名称、住所、連絡先
  - ②借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
  - ③借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
  - ④借受けを希望する期間
  - ⑤現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）
  - ⑥当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）

- (5) 募集は、インターネットの利用や市町の広報等により30日以上の募集期間で行う。
- (6) 担い手が十分いない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、他地域の法人経営体や参入を希望する企業等に対して募集に応じてもらうよう市町等関係団体と連携して働きかける。
- (7) 募集に応じた者については、次の項目を整理した上でインターネットの利用により公表する。
- ①その氏名又は名称
  - ②当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
  - ③借受けを希望する農用地等の種別、面積
  - ④借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- (8) 公社は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対する聞き取りを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、必要に応じて耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められることなど農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件を満たすかどうかを確認する。

#### 4 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法

- (1) 公社は、市町と連携を密にして各地域における次の事項について把握を行なうとともに、農地中間管理事業を活用した農地流動化の機運の醸成に努めるなど、農地中間管理権の取得に向けた環境整備に取り組む。
- ①各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況
  - ②当該地域の担い手の多寡
  - ③当該地域に公社を活用した農地流動化の機運の有無
  - ④当該地域の耕作放棄地の現状及び今後の見通し
- (2) 公社は貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化する。
- (3) 公社は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、公社が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くする。
- (4) 具体的な農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、公社が所有者に対し協議を申し入れることによっても行うことができる。
- (5)農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- (6)農地中間管理権の期間については、所有者との協議によるが、極力10年以上となるように努める。

## 5 農用地利用配分計画の決定方法（貸付先決定ルール）

### （1）基本原則

公社は、以下の点に留意して農用地等の貸付先を決定する。

- ①地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。
- ②農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯置の解消に資すること。
- ③既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないこと。
- ④新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していくようにすること。

### （2）貸付先を決定する場合の優先配慮

担い手の利用の農地集約化等の観点から、また、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、以下の優先項目を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行う。

- ①地域内で担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合や集落営農の構成員が当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合。
- ②地域内の話し合いで農地利用調整の協議が既に整っている場合。
- ③当該農用地に隣接して農業経営を営んでいる場合。なお複数存在する場合は人・農地プランの内容を考慮するとともに当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で順次協議する。
- ④当該農用地の同一地域内に担い手がいる場合。なお、人・農地プランの内容を考慮するとともに現在経営している農用地等との位置関係、借受希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で順次協議する。
- ⑤当該農用地の同一地域内に十分な担い手がない場合は、当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、借受希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で順次協議する。特に、新規参入しようとする者に貸し付けようする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していくように配慮するものとする。

### （3）貸付期間

公社の貸付期間については、農地の出し手から公社への貸付期間の終期と同じにすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置する。

（4）農用地等の貸付けに当たっては、機関連携事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

## 6 賃料の水準等

- (1) 公社が借り受けるときの賃料及び公社が貸し付けるときの賃料については、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、公社が相手方と協議の上決定する。
- (2) 公社の業務が貸し剥がし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするために、必要があるときは、公社は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定する。

## 7 農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除

- (1) 公社の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、長崎県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除を行う。
- ①農地中間管理権の取得後3年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- ②災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- (2) 解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、公社にとっても財政的な負担がない場合で、当該農用地等を管理する者がいる場合には、解除しないことも含めて検討する。

## 8 農用地等の利用条件改善業務の実施基準

- (1) 公社は、当該農用地等を10年以上の期間で借受けており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うことができる。
- ①当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- ②当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。
- (2) 利用条件改善業務を行なう場合は、県及び市町等関係団体と協議を行う。

## 9 相談又は苦情に応ずるための体制

公社の主たる事務所及び地域における公社の窓口（市町他業務委託先）に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図る。

## 10 市町（農業委員会を含む。）との連携

- (1) 公社は、人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位である市町（農業委員会を含む。）との連携を密にして業務を推進する。特に人・農地プランについては、市町と情報を共有するよう努める。
- (2) 公社は、農用地利用配分計画を作成する場合には、当該市町に、あらかじめ農業委員会の意見を

聽取の上農用地利用配分計画の案を作成するよう求める。

- (3) 公社は、市町以外の業務委託先の名称及び住所を市町に通知し、市町と当該委託先との連携が図られるよう配慮する。

## 11 業務委託

- (1) 農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なものについて、公社は、市町に対し、相手の同意を得た上で、長崎県知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして委託する。
- (2) 公社は、(1)の業務について、市町農業公社、市町担い手育成総合支援協議会等に対し、当該組織の委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、長崎県知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託することができる。
- (3) 農用地等の管理等の定型的な業務については、委託コストの削減に努めつつ、長崎県知事の承認を受けて委託する。

## 附則

この規程は、長崎県知事の認可があった日から施行する。

認可日：平成26年 3月 6日

変更認可日：平成26年12月10日

変更認可日：平成29年 9月22日